

## PFOA等の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査について

平成28年10月21日  
経済産業省製造産業局化学物質管理課

### 1. 調査の背景

有機フッ素化合物である **PFOA とその塩及び PFOA 関連物質** (次ページの注を御参照) については、現在、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POP<sup>ス</sup>条約) の締約国会議の下部組織である残留性有機汚染物質検討委員会 (POP<sup>ス</sup>PRC) において、世界的な製造・輸出入・使用の禁止等 (ストックホルム条約の附属書 A、B 又は C への追加) の必要性を評価しています。平成28年9月の POPRC 第12回会合では、当該物質の特性が残留性有機汚染物質に該当するかどうかを議論し、その結果、平成29年10月の POPRC 第13回会合において「リスク管理の評価」を行うことになりました。早ければ、この第13回会合で、当該物質の条約附属書への追加を締約国会議に勧告することを決定し、**平成31年春の締約国会議で、当該物質の世界的な製造・輸出入・使用の禁止等を決定する可能性**があります。当該物質の代替品又は代替物質が存在しない用途については、厳格な審議を経て、禁止措置の適用除外が合意される可能性もあります。POP<sup>ス</sup>条約の詳細は、経済産業省のウェブサイト [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html) を御参照ください。

これを受けて、日本では、化審法 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) に基づき、早ければ**平成32年にも国内での製造・輸入・使用等を禁止する**こととなります。

日本として、POPRC による「リスク管理の評価」に必要な情報の提供要請に対応するため、本調査を実施いたしますので、是非御協力をお願いします。

### 2. 調査の概要

本調査は、貴社が購入 (輸入を含む。) した PFOA とその塩及び PFOA 関連物質並びに当該物質を含む混合物 (成形品・調剤を除く。) (以下「PFOA 等」という。) の貴社における使用実績と当該物質の代替可能性について、別紙1の要領で別紙3の調査票を配布して実施します。

別紙3の調査票は、以下の三つの部分から成っています。

○回答者の基本情報

○購入 (輸入を含む。) した **PFOA とその塩** 及びこれらを含む混合物 (成形品・調剤を除く。) の使用実績及び当該物質の代替可能性

○購入 (輸入を含む。) した **PFOA 関連物質** 及びこれらを含む混合物 (成形品・調剤を除く。) の使用実績及び当該物質の代替可能性

**貴社が当該物質の代替品又は代替技術を利用できない等の事情により今後も当該物質の使用を継続する必要がある場合には、是非とも本調査に御協力ください。**

調査票を御提出いただいた後、必要に応じて詳細情報の提供をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

本調査については、**貴社の PFOA 等の出荷先に必ず伝達**してください。

複数の事業者・団体からこの調査の調査票が貴社に送付されることがありますが、その場合には、**1回だけ御回答いただければ結構**です。

(注) この調査において、PFOA とは、「ペルフルオロオクタン酸とその異性体」を、PFOA の塩とは、「異性体を含む PFOA の塩」を、PFOA 関連物質とは、以下の定義に該当する全ての物質を指します。御参考までに、別紙 2 として、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質の具体例を示しましたが、それ以外の物質であっても定義に該当する場合は対象になります。

### <POPRC 第 12 回会合で合意された PFOA 関連物質の定義>

PFOA 関連物質とは、PFOA に分解（生分解、加水分解、光分解等）するあらゆる物質であって、部分構造の一つとして直鎖又は分岐鎖のパーフルオロヘプチル基 (C7F15)C をもつ全ての物質（塩及びポリマーを含む）を含む。例えば、

- (i) フッ素化した C8~C16 の側鎖をもつポリマー
- (ii) 8:2 フルオロテロマー化合物
- (iii) 10:2 フルオロテロマー化合物

PFOA 関連物質には、以下のものは含まない。

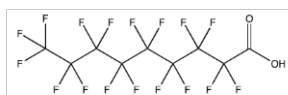
- (i) C8F17-X (X= F, Cl, Br)
- (ii) CF<sub>3</sub>[CF<sub>2</sub>]<sub>n</sub>-R' で表されるフルオロポリマー\* ただし、R' =任意の基、n>16
- (iii) PFOS とその塩及び PFOSF (POPs 条約の附属書 B に記載されている)

\*フルオロポリマーとは、炭素のみの主鎖を有するポリマーで、フッ素原子が直接主鎖の炭素原子に結合しているものを指す。

### <定義に対する条約事務局による注釈>

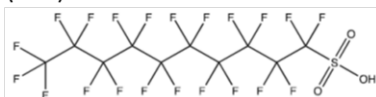
PFOA 関連物質は、多くの長鎖パーフルオロ物質 (PFCs) を含むが、炭素数 9 以上の長鎖のカルボン酸<sup>(例1)</sup>、スルホン酸<sup>(例2)</sup> 及びそれらのエステル並びに炭素数 8 以上のホスホン酸<sup>(例3)</sup> 及びそのエステルは、PFOA に分解しないので含まない。

(例1)



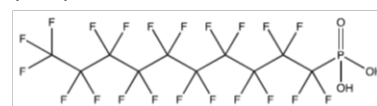
perfluorononanoic acid (PFNA)  
CAS No. 375-95-1

(例2)



perfluorodecanesulfonic acid (PFDS)  
CAS No. 335-77-3

(例3)



(perfluorodecyl)phosphonic acid (PFDDPA)  
CAS No. 52299-26-0

## 3. 御留意いただきたい点

PFOA とその塩及び PFOA 関連物質は、上記 1. のとおり、将来的に製造・輸入・使用の禁止等の可能性があるため、時宜にかなった代替を御検討ください。代替品及び代替技術の検討に当たっては、将来の更なる代替を招かないよう、世界の規制動向や環境放出量の削減にも十分に御留意ください（例：ある環境 NGO は、C6 パーフルオロ化合物の特性は残留性有機汚染物質に該当するのではないかと主張しています）。

## PFOA等の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査実施要領

### 1. 調査票の記入等

PFOA とその塩及び PFOA 関連物質並びに当該物質を含む混合物(成形品・調剤を除く。)(以下「PFOA 等」という。)を過去に購入(輸入を含む。)した実績のある事業者を調査対象事業者とします。

PFOA とは、「ペルフルオロオクタン酸とその異性体」を、PFOA の塩とは、「異性体を含む PFOA の塩」をいいます。PFOA 関連物質とは、正確には、本文2 ページ目の<POPRC 第12 回会合で合意された PFOA 関連物質の定義>に該当するもの、簡単にいえば、PFOA に分解(生分解、加水分解、光分解等)するあらゆる物質をいいます。別紙2 (PFOA とその塩及び PFOA 関連物質の具体例)に記載のない物質であっても定義に該当する場合は調査対象になります。

当該物質を含む混合物とは、組成が比較的単純なものを想定しておりまして、特定の機能を発揮するように設計された製品は含みません。当該物質を含む成形品(固体の混合物、例えば、PFOA を使ってはっ水加工した織物)や当該物質を含む調剤(液体の混合物、例えば、PFOA を含む塗料)を購入して使用している場合は、調査対象事業者ではありません。当該物質を購入して、当該物質を含む混合物・成形品・調剤を製造している場合、製品の製造工程で使用している場合、当該物質以外の物質に化学変化させている場合は、調査対象事業者です。

調査対象事業者におかれては、以下の(1)と(2)の両方をお願いいたします。

#### (1) 購入(輸入を含む。)した PFOA 等の貴社における使用実績がある場合

- 別紙3の調査票に記入し、Excel形式で電子メールに添付して御提出ください。
- 本調査で使用とは、当該物質の化学構造が維持される用途と当該物質の化学構造が大きく変化する用途の両者を指します。
- 本調査は、当該物質の用途及び代替可能性の把握に重点を置きますので、用途ごとに、おおむねの年間使用実績量を御記入ください。ただし、特に重要な用途であって代替品・代替技術が存在しないものについては、必要に応じ、例えば、キログラム単位で御記入ください。
- 当該物質が使用禁止となった場合の代替可能性について、貴社だけでは判断できない場合には、是非とも当該物質使用製品の取引先と御相談の上、御回答ください。

#### (2) PFOA 等を他の事業者に出荷している場合

- 貴社から他の事業者へ PFOA とその塩及び PFOA 関連物質並びに当該物質を含む混合物(成形品・調剤を除く。)を①出荷する確実な予定がある場合、②過去3年間に出荷した実績がある場合、③4年又はそれ以上前の上記の出荷先であるが現在も貴社以外から購入して使用していると推定できる場合には、その出荷先に本件調査文書一式を至急送付し、上記(1)に従った調査票の提出を要請してください。

- 混合物の出荷先であって、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質を含有していることを今まで知らせていなかった場合には、出荷先に本文と調査票を送付する際に、確実に当該物質の含有状況を通知してください。
- 出荷先が多数で対応困難な場合は、下記 5. 問い合わせ先に御相談ください。

## 2. 回答期限

御提出いただいた調査票から回答者を特定できない形でデータ抽出し、用途ごとの使用量や代替可能性を取りまとめ、POPRC に情報提供（12 月 9 日予定）します。このため、**平成 28 年 11 月 22 日（火）まで**に下記 4. 調査票の提出先にメールで提出してください。

当該期限までに回答困難な場合は、その旨を下記 5. 問い合わせ先に御通知ください。用途ごとの使用量や代替可能性に大きな影響がある場合は、POPRC へ追加的な情報提供を行いますので、**期限後であっても御回答をお願いします。**

## 3. 調査票の入手先

本文及び調査票は、経済産業省のウェブサイトダウンロードできます。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops\\_4.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops_4.html)

## 4. 調査票の提出先

経済産業省製造産業局化学物質管理課 担当：坂井田、五十嵐

e-mail：pfoa-chousa@meti.go.jp

提出メールの件名は、「【提出】PFOA 調査」としてください。

## 5. 調査に関する問い合わせ先

一般財団法人化学物質評価研究機構（CERI） 担当：関沢、窪田

e-mail：cac-PFOA@ceri.jp

問い合わせメールの件名は、「【質問】PFOA 調査」としてください。

提出が遅れる場合の件名は、「【連絡】PFOA 調査」としてください。